

紛爭解決・司法



概要

1 はじめに

法・ルールには、紛争を未然に防ぐための機能が備わっていますが、それでも、やはり、実際に紛争が生じることもあります。

当事者同士の話合いや交渉で解決できることが望ましいですが、解決できない場合に紛争状態を放置すれば、力や立場の強い者が自力救済による解決を図るなどして弱い立場の者が虐げられ、社会秩序が混乱しかねません。

そのような事態を防ぎ、自由で公正な社会を実現するため、司法による紛争解決の仕組みが用意されています。

司法とは、適正な手続を経て、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決する国家の作用であり、司法権は裁判所が担っています。

裁判所による紛争解決方法の一つとして「裁判」があり、「裁判」には、大きく分けて「民事裁判」と「刑事裁判」があります。「民事裁判」は、主に私人同士の紛争を扱うのに対し、「刑事裁判」は、犯罪に対する処罰という公益的な事柄を扱うもので、両者は様々な点で異なっています。また、「裁判」以外で裁判所が紛争解決を行う方法として、「調停」などの手続があります。

この教材では、裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させることを目指しています。

決まった正解があるわけではありませんので、生徒自身が考え、議論することを重視して授業を行っていただきたいと思います。

2 司法について

(1) 司法とは

① 司法の意義・役割

司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な紛争を解決する、すなわち、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。

② 司法権の独立

司法権を担う裁判所が、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守るために、裁判が公正・中立に行われる必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するもの（第76条第1項）として、司法権の独立を保障し、裁判所が外部からの圧力を排除して裁判を行うことができるようになっています。

また、司法権の独立を保障するためには、個別の裁判を扱う裁判官の独立も保障する必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）とし、さらに、公の弾劾（弾劾裁判所による裁判）によらなければ罷免されない（第78条）として、立法府及び行政府のみならず、裁判所内部の圧力からも独立して裁判を行うことができるよう、裁判官の身分を保障しています。

③ 裁判の公開

裁判の公正を確保するため、日本国憲法では、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う（第82条）と定め、原則的に、裁判は公開の法廷で行うこととしています。

④ 違憲立法審査権

裁判所は、立法府が制定した法律が憲法に違反していないかを審査する権限を有しています。違憲立法審査権は、最高裁判所だけではなく全ての裁判所が有しており、民事裁判や刑事裁判などの個別の裁判の中で行使されることになります。

コラム

最高裁判所内には、ギリシャ神話の法の女神テミスに由来すると言われる「正義」の彫像が立っています。像の右手には正邪（せいじや）を断する剣を掲げ、左手には衡平（こうへい）を表す秤（はかり）を持っています。また、裁判官の法服は、色が漆黒で、袖の袂は狭められています。これには、何ものにも染まらず、袖の下を受け取らないとの意味が込められていると言われています。

いずれも裁判官の中立・公正を表したものといえます。



[出典] 裁判所ホームページ

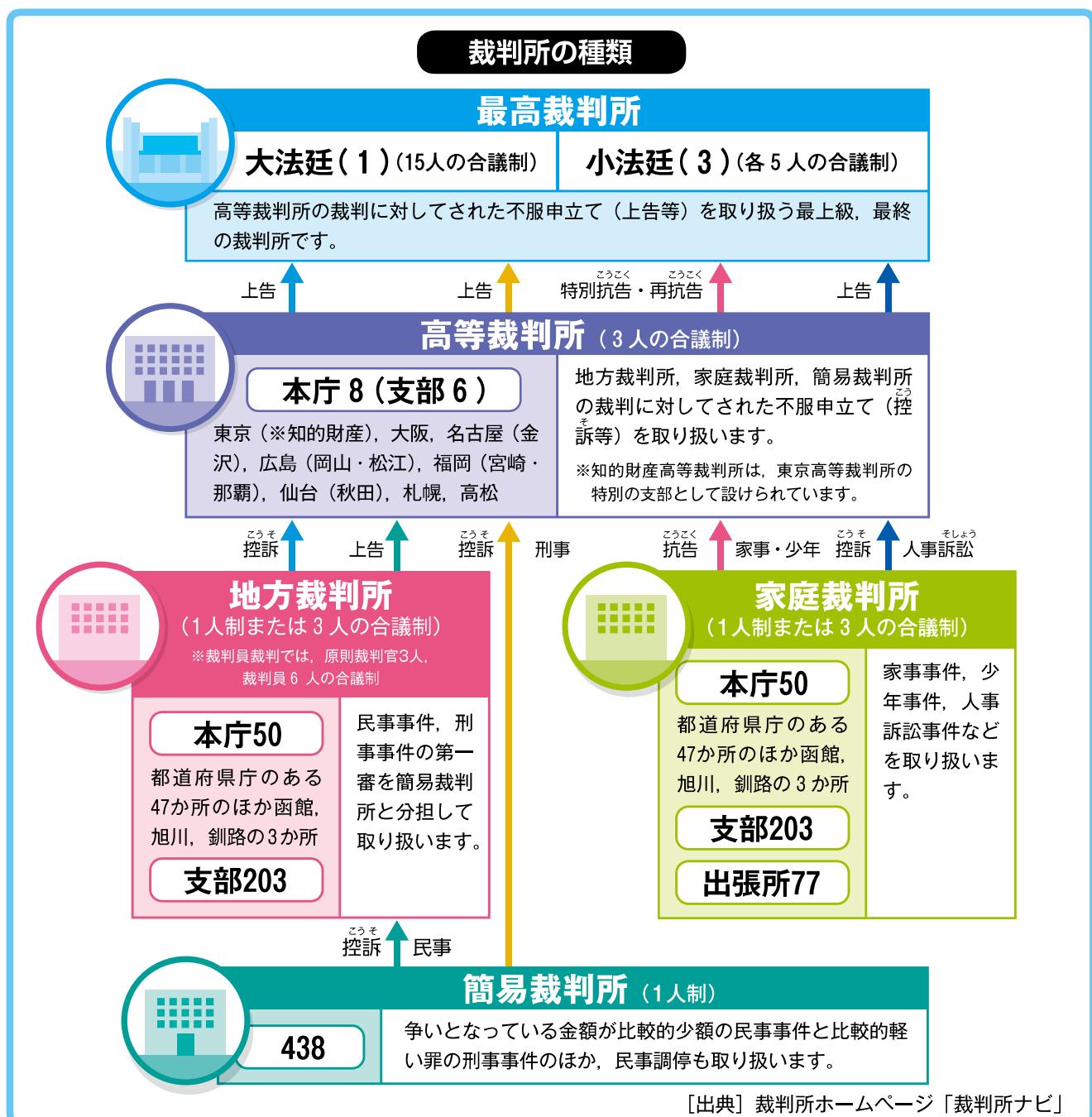


(2) 裁判所と裁判の種類

① 裁判所

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判の結果（判決）に納得がいかないときは、上級（第二審）の裁判所に不服を申し立てることができます（控訴）。その裁判に憲法違反があるときなどには、更に上級（第三審）の裁判所に不服を申し立てることができます（上告）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。このように、3つの審級の裁判所で審理を受けることができる仕組みを採用しているのは、審理を慎重に行い、正しい裁判を実現するためで、この制度は、「三審制」と呼ばれています。



② 裁判の種類

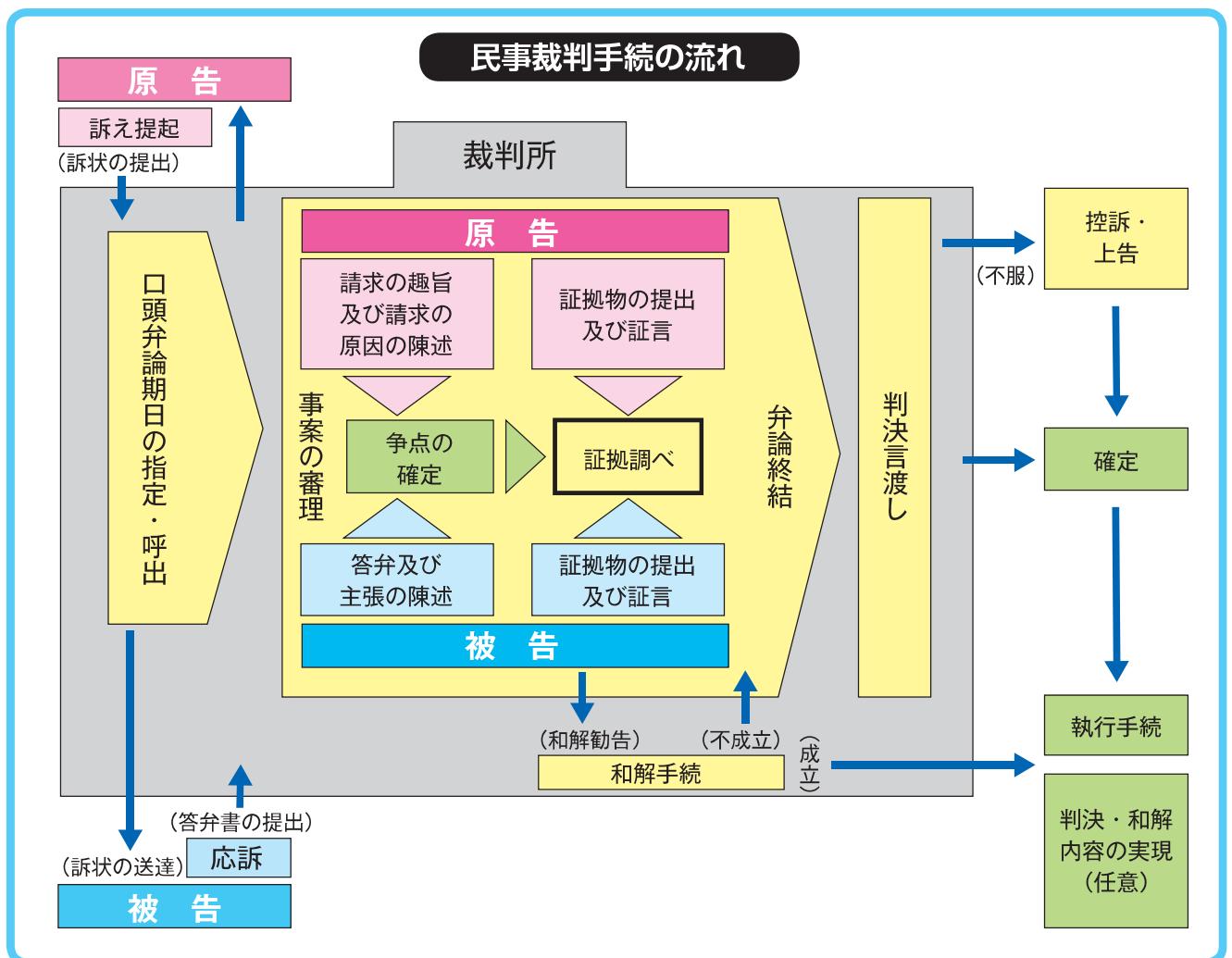
裁判は大きく民事裁判と刑事裁判に分かれます。

ア 民事裁判

民事裁判は、金銭の貸し借りや遺産相続をめぐる争いなど、基本的に、私人同士の紛争に関する裁判です。裁判所は、原告（訴えた側）と被告（訴えられた側）の双方の主張を聴き、提出された証拠や証人などを調べた上で、どちらの主張が理にかなっているかを法にのっとって判断し、「判決」によって紛争を解決します。

また、「判決」以外にも、裁判所が間に入って、当事者に話し合いによる解決を促することで、当事者が互いに譲り合い、紛争をやめる合意をする「和解」によって紛争を解決し、裁判が終了する場合もあります。「和解」では、両者の合意によって紛争を解決するため、「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。

さらに、「裁判」以外に、裁判所が行う民事紛争解決方法として、「調停」などの手続があります。裁判所による「調停」は、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者の間に入って話し合いを促し、当事者が紛争解決策に合意することで紛争の解決を図る手続です。「調停」も、両者の合意によって紛争を解決するため、「裁判」における「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。また、原則として公開の法廷で行われる「裁判」とは異なり、「調停」は、非公開で手続が行われるため、秘密が守られるなどといった特徴があります。





イ 刑事裁判

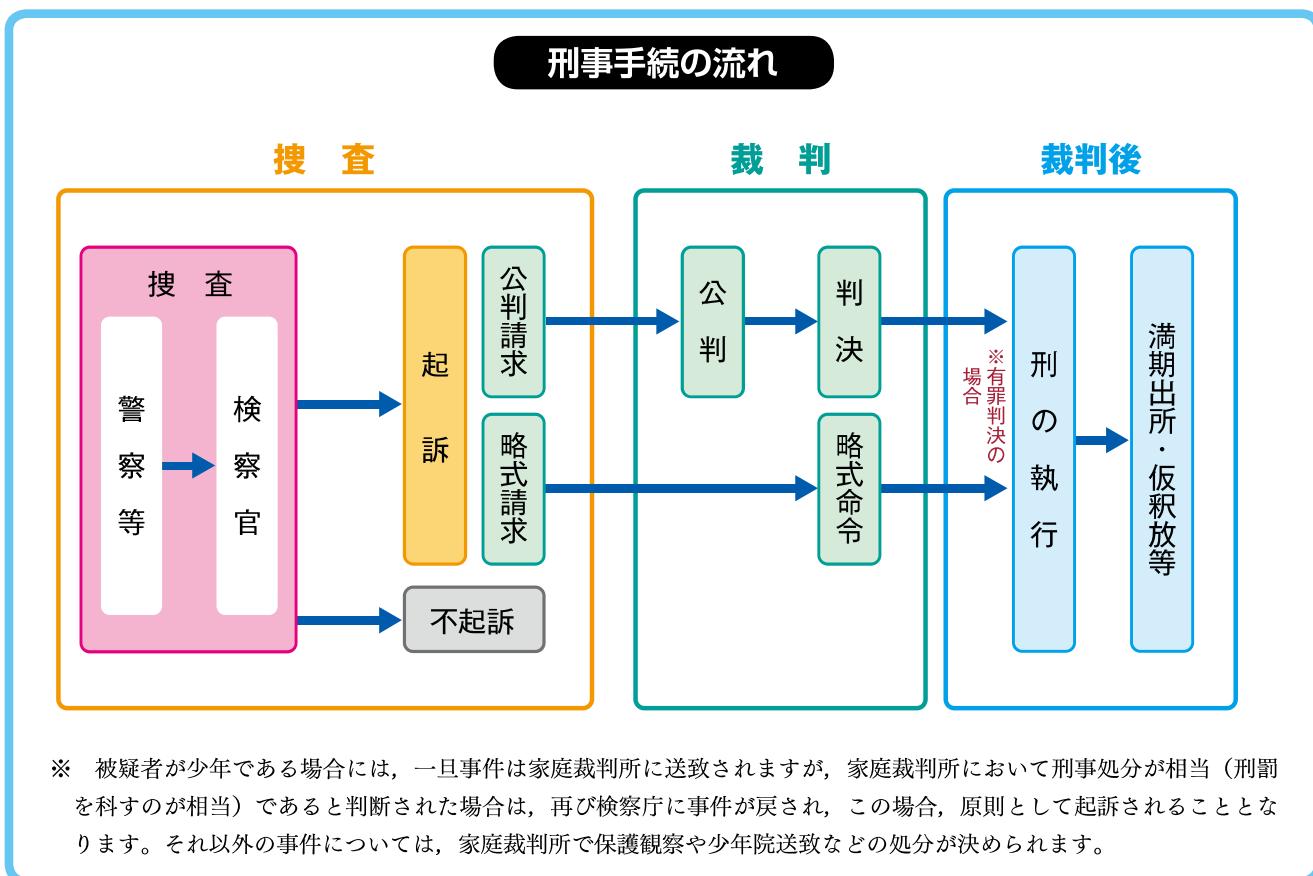
事件（犯罪）が発生すると、通常、警察が捜査を開始し、犯罪を行った疑いがある人（被疑者）を特定して、事件を検察庁に送ります。

検察官は、更に捜査を行った上で、被疑者が犯罪を行ったことに間違いがなく、刑罰を科すべきと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行い、そうでない場合には「不起訴」の処分をします。

起訴処分には、法廷で審理が行われる公判請求と、法廷で審理をすることなく書類審査で刑（罰金など）が言い渡される略式命令請求があります。

公判請求された事件について、裁判所は、法廷で審理を行い、被告人（起訴された人）が有罪かどうか（起訴された罪を犯したのかどうか）、罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断することになります。

この裁判が、刑事裁判です。



③ 裁判員制度

ア 裁判員制度とは

裁判員制度は、2009年（平成21年）5月から始まりました。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。

国民が裁判に参加することによって、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなり、その結果、裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

イ 対象事件や裁判員の職務内容

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が人をけがさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ・人にけがさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ・ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ・人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

などがあります。

裁判員の主な職務内容には、次のようなものがあります。

- ・公判に立ち会う…裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判）に立ち会い、判決まで関与します。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。
- ・評議、評決を行う…証拠を全て取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。
- ・判決宣告に立ち会う…評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての職務は終了します。



指導案（3）

刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～

●目標

- ・刑事裁判手続の模擬体験を通して、刑事裁判の特徴について実感させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通じて、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画等

本指導案では、①評議のみを行う授業（50分）、②模擬裁判形式の授業（50分×2）の2案を提示する。

※ 本指導案は、生徒から様々な議論を引き出すため、必ずしも検察官が十分な立証をなしうることを前提にして作成されているわけではない。

①評議のみ【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (3分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題を提示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ（1グループ4名程度）に分かれる。 ・「シナリオ」、「資料」（1～3）、「ワークシート」を配布し、授業の目標を説明する。 	裁判員裁判の法廷写真を示し、法廷のイメージをつかませてもよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ●「無罪推定の原則」（→89ページ）を説明する。 ※この説明は、「講評」において行ってもよい。 	
検討 (17分)	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・「シナリオ」、「資料」（1～3）を読み、「ワークシート」のうち「検察官の主張」、「弁護人の主張」を記載させる。 ・「ワークシート」のうち「有罪・無罪」、「判断した理由」を記載させる。 	
評議 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・グループに分かれて、有罪・無罪、その根拠を議論させ、グループとしての結論を出させる。 	
まとめ (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表、講評 <ul style="list-style-type: none"> ・各グループの代表者にグループの結論を発表させる。 ・教員による講評（結論を導く考え方）を行う。 	<p>「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。</p> <p>「予想される生徒からの意見」や「講評の際のポイント」については、87ページ、88ページのとおり。</p>



②模擬裁判【想定授業時間：100分（50分×2）】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none">授業前に配役を決め、裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役に「シナリオ」を配布して読ませておく。 (配役例)<ul style="list-style-type: none">裁判官役：3名（裁判長：1名、裁判官：2名）検察官役：4名弁護人役：3名被告人役：1名裁判員役：その余の生徒	可能であれば、法廷のように机を配置し、裁判の雰囲気を出すよう工夫する。
	<ul style="list-style-type: none">課題を提示する。<ul style="list-style-type: none">「資料」(配役に応じたもの)、「ワークシート」を配布し、授業の目標を説明する。	裁判員裁判の法廷写真を示し、法廷のイメージをつかませてもよい。
	<ul style="list-style-type: none">「無罪推定の原則」(→89ページ)を説明する。 ※この説明は、「評議」の冒頭や「講評」において行ってもよい。	
模擬 裁判 (40分)	<ul style="list-style-type: none">「シナリオ」に基づき、模擬裁判を行わせる。裁判官役、裁判員役の生徒には、「ワークシート」に検察官や弁護人の主張を書き込ませる。	
評議 (20分)	<ul style="list-style-type: none">グループワーク<ul style="list-style-type: none">裁判官役グループ、検察官役グループ、弁護人役グループ（被告人役を含む）、裁判員役グループ（1グループ4名程度）ごとに評議を行わせる。評議においては、有罪・無罪とその根拠を議論させ、グループとしての結論を出させる。グループとしての結論とは別に、個人の意見を、それぞれワークシートに記載させる。	
発表 (15分)	<ul style="list-style-type: none">発表<ul style="list-style-type: none">各グループの代表者にグループの結論（有罪・無罪）と根拠（考え方）を発表させる。	「予想される生徒からの意見」は、87ページのとおり。
まとめ (15分)	<ul style="list-style-type: none">講評<ul style="list-style-type: none">教員による講評（結論を導く考え方）を行う。	「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。 「講評の際のポイント」については、88ページのとおり。

●予想される生徒からの意見

項目	◆ 有罪方向の意見	● 無罪方向の意見
現金7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者が持っていた金額と同じ金額の現金を持っていた ◆金額が同じであることに加え、券種も千円札7枚と、被害者の持っていたものと同じであった ◆財布を持っているのに、わざわざ財布とは別に持っていた 	<ul style="list-style-type: none"> ○7,000円という金額、千円札7枚という券種であれば、それほど特徴的でなく、家出の際に自宅から持ってきたものでもおかしくはない
服装	<ul style="list-style-type: none"> ◆被告人の逮捕時の服装は黒地の長袖Tシャツであり、犯人の服装（黒っぽい長袖Tシャツ）と特徴が一致している 	<ul style="list-style-type: none"> ○黒っぽい長袖Tシャツというのは、それほど珍しくなく、その特徴が一致しているからといって、犯人と考える決め手にはならない
警察官に声を掛けられた際の被告人の行動	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察官が声を掛けたら、いきなり走って逃げた ◆警察官が質問をしたところ、目を合わせず、焦った様子で、友達の名前などを聞かれても黙っていた ◆警察官に嘘をついた ◆警察官に所持品検査を求められた際、検査を嫌がった 	<ul style="list-style-type: none"> ○被告人の行動は怪しいものの、犯人と考える決め手にはならない
右手の腫れ	<ul style="list-style-type: none"> ◆赤く腫れていたのは、被害者を殴ったからである ◆地面を殴ったのであれば、擦り傷などの外傷があるはずである 	<ul style="list-style-type: none"> ○赤く腫れていたからといって、直ちに被害者を殴ったとはいえない
バッグ・封筒	<ul style="list-style-type: none"> ◆被告人が立ち寄った時間帯は事件の後であり、被告人が捨てたと考えられる（捨てたと考えて矛盾はない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被告人が捨てた場面は防犯カメラに映っておらず、被告人が捨てたとはいえない
被告人の話 (供述)	<ul style="list-style-type: none"> ◆親しくなく、2年間も連絡を取っていなかった男友達の家をいきなり訪ねて泊めてもらうというのは不自然である ◆所持金が少ないので、終電後になつてタクシーで自宅に帰ろうとしたというのは不自然である ◆有罪になるかどうかという緊迫した状況であるのに、男友達の名前を出さないのは不自然である 	<ul style="list-style-type: none"> ○被告人の話に不自然な部分はあるが、いずれも犯人と考える決め手にはならない ○男友達の名前を出さなかったのは黙秘権の行使であり、被告人にとって不利益に考えてはいけない



●講評の際のポイント

(1) 評価のポイントの概要

この事件において、有罪、無罪のどちらが正しいのか正解はなく、無罪推定の原則（89ページの「(2) 檢察官の立証責任（無罪推定の原則－疑わしきは罰せず）」を参照）を前提として、証拠から認定できる事実を適切に評価し、その評価に基づいて論理的・説得的に有罪、無罪の結論を導くことができているかという点に着目する。

(2) 有罪の結論を導いた生徒に対する講評のポイント

「現金7,000円」、「服装」、「警察官に声を掛けられた際の被告人の行動」といった事実については、「予想される生徒からの意見」で示したとおり、それぞれ有罪方向での評価を行うことが可能ではある。

しかし、それらのうち一つを挙げただけでは、合理的な疑いを残さず、被告人が有罪であるとする結論を説得的に導くことは困難であると考えられる。有罪の結論を説得的に導くためには、複数の事実に対して適切に有罪方向での評価を行った上で、それらを合わせて主張を組み立てることが必要と考えられる。

また、「間違なく有罪であることを示す証拠がなければ^(※1)、いかに疑わしくても、被告人は無罪だと考えなければならない」という原則（無罪推定の原則）から、「被告人の供述（言い分）が疑わしい（信用できない）」ということだけを理由として有罪という結論を導いてはならないことに留意する。

※1 「間違なく有罪であることを示す証拠」とは、被告人が犯人であることを直接示す証拠のみを意味しているわけではない。
詳細は下記（4）を参照。

(3) 無罪の結論を導いた生徒に対する講評のポイント

無罪推定の原則を踏まえた上で、検察官の主張する事実は、いずれも、被告人を犯人と考えるには合理的な疑いが残っているという指摘を説得的に行うことが講評のポイントになると考えられる。

(4) その他の留意点

この事件のように、被告人が犯人であることを直接示す証拠（直接証拠）^(※2)がない場合、「決定的証拠がないから無罪である」と判断する生徒が出てくることがある。

しかし、このような場合でも、被告人が犯人であることを間接的に推測させるような証拠（間接証拠）^(※3)を積み重ねることによって、その被告人が犯罪を行ったことが常識に照らして間違いない程度の証明があれば、被告人が有罪であるという結論を導くことになる。

したがって、「無罪推定の原則」を説明するとともに、「決定的な証拠がないから無罪」となるわけではないことを説明することも、生徒から出てくる意見の内容によっては必要であると考えられる。

※2 直接証拠の例

「XさんがYさんを殴ってけがを負わせた」という傷害の事案で、XさんがYさんを殴る場面を目撃していたというCさんの証言、など

※3 間接証拠の例

同じ傷害の事案で、事件の直前に事件現場へ向かうXさんを目撃したというDさんの証言や、事件の直後に事件現場から逃げていくXさんを目撃したというEさんの証言、XさんがYさんに恨みを抱いていたこと、など

● 刑事裁判の基本的な考え方

(1) 刑事裁判の特徴

刑事裁判、民事裁判とともに、裁判の手続があらかじめ定められたルールにのっとって行われること、当事者の言い分をよく聞かなければならないこと、証拠に基づいて事実を認定することなどは共通している。大きな違いは、民事裁判では、基本的には私人と私人という対等な力関係にある当事者の間で手続が進むが、刑事裁判では、一方の当事者が国家権力（検察官）になるので、当事者間の平等をできる限り保障する必要が生じる点である。

そこで、被告人には、適正な裁判を受けられるように、自分の言い分をきちんと主張し、権利を守る手段が保障されている。具体的には、言いたくないことは言わなくてもよいという黙秘権や、弁護士に弁護してもらえるという弁護人選任権などである（資力が乏しく弁護士を頼めない人には、国が弁護人を付けるという国選弁護人制度もある。）。

また、刑事裁判の被告人に有罪判決を下すためには、無罪推定の原則のもと、一般人から見て、その被告人が犯罪を行ったことが常識に照らして間違いない程度の証明があること、すなわち、「合理的な疑いを残さない程度」の証明が求められる。これに対して、民事裁判においては、そこまで厳しいルールはない。

(2) 検察官の立証責任（無罪推定の原則－疑わしきは罰せず）

立証責任とは、事実を証明するべき責任を負うのは当事者のうちどちらかを定めた、裁判のルールである。立証責任を負っている当事者は、その事実を証明するだけの証拠を示せなければ、裁判に負うこととなる。民事裁判では、問題となっている事実によって、訴える側（法律上「原告」という。）が立証責任を負う場合もあるし、訴えられる側（法律上「被告」という。）が立証責任を負う場合もある。これに対して、刑事裁判では、被告人を有罪とするための事実は検察官が全て立証責任を負い、被告人は立証責任を負わない。

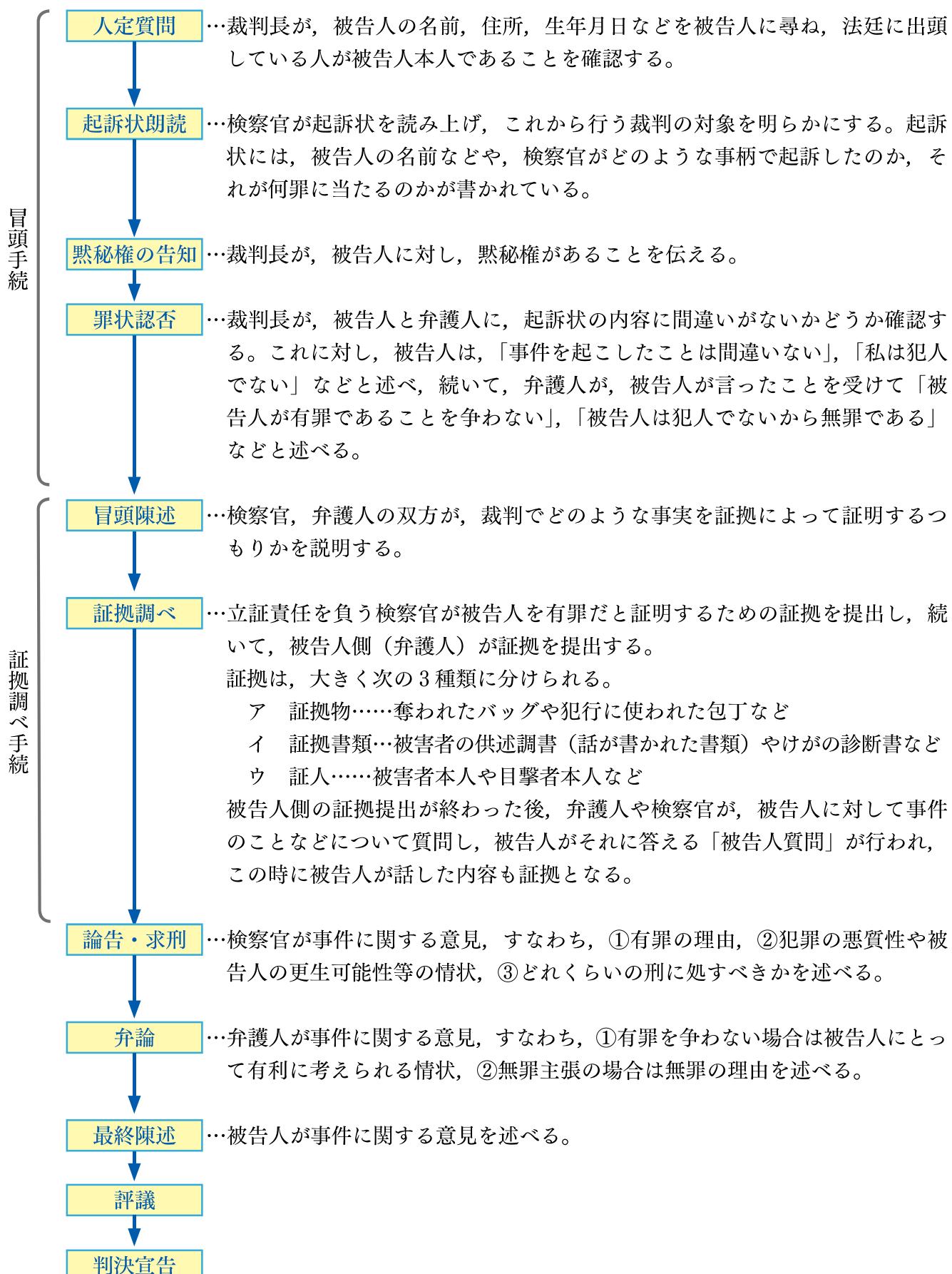
刑事裁判で検察官が立証責任を負う理由を簡単に説明する工夫としては、以下のものが考えられる。犯罪は、社会の秩序を乱すものであるから、社会に「犯人は即座に処罰しろ」という感情が起ころるもの自然なことである。しかし、刑罰は、それを受けた人にとっては、非常に大きな不利益であり、もし無実の人が刑事責任を負わされることになれば、その人の人生を破壊しかねない。そのため、法は、人に刑事責任を負わせるためには、慎重に慎重を重ねなければならず、間違いなく有罪であることを示す証拠がなければ、いかに疑わしくても、被告人は無罪だと考えなければならないという原則を設けた。これが、「疑わしきは罰せず」という言葉に表される、無罪推定の原則である。

このような無罪推定の原則のもとでは、検察官が、被告人が有罪であることの立証責任を負い、被告人は、自分が無罪だということを立証する責任を負わない。

(3) 証拠裁判主義

証拠裁判主義とは、「事実の認定は、証拠に基づいて行われなければならない」という原則である。つまり、被告人が犯罪を行ったかどうかを判断する際には、裁判に出てきた証拠のみを根拠としなければならない。例えば、「ニュースで被告人が犯人であるようなことを言っていたから、被告人が犯人だろう」と、裁判に出てきた証拠以外の情報や勝手な推測・憶測で判断してはならない。

また、「冒頭陳述」、「論告」、「弁論」は、証拠ではないので、これらを根拠に事実の認定を行うことはできない。

**● 刑事裁判の流れ** ※「刑事手続の流れ」は、66ページを参照



シナリオ

【冒頭手続】

(1) 開廷・人定質問

裁判長	被告人藤川正に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。 名前は何と言いますか。
被告人	藤川正です。
裁判長	生年月日はいつですか。
被告人	平成3年6月30日です。
裁判長	仕事は何かしていますか。
被告人	していません。
裁判長	本籍はどこですか。
被告人	○○県××市倉田3丁目5番です。
裁判長	住所はどこですか。
被告人	○○県××市倉田3丁目5番6号です。

(2) 起訴状朗読

裁判長	検察官、起訴状を読んでください。
検察官①	(起訴状(資料1)の「公訴事実」以下と「罪名及び罰条」以下を読む。)

(3) 黙秘権告知、被告人・弁護人の陳述

裁判長	被告人には、黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくても構いませんし、最初から最後までずっと黙っていることもできます。 質問に答えても構いませんが、あなたが話したことは、あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなります。 以上を踏まえてお尋ねしますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容に、どこか間違っているところはありますか。
被告人	全く事実と違います。私は、犯人ではありません。
裁判長	弁護人の意見はいかがですか。
弁護人①	被告人が言ったとおりです。被告人は今回の事件の犯人ではなく、無罪です。

【証拠調べ手続】

(1) 冒頭陳述(検察官、弁護人)

裁判長	これから証拠を調べる手続に入ります。検察官、冒頭陳述をお願いします。
検察官①	検察官の冒頭陳述を始めます。 (冒頭陳述・検察官(資料2上欄)を読む。) 以上で、検察官の冒頭陳述を終わります。



裁判長	では、弁護人、冒頭陳述をお願いします。
弁護人①	弁護人の冒頭陳述を行います。 (冒頭陳述・弁護人（資料3上欄）を読む。) 以上で、弁護人の冒頭陳述を終わります。

(2) 証拠の取調べ

裁判長	証拠の取調べの手続に入ります。検察官、証拠の説明をお願いします。
検察官②	これから検察官請求証拠の説明をします。 <input type="radio"/> 1番目の証拠は、島本シズさんの診断書です。約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負ったことが書かれています（資料1・証拠番号1「診断書」を参照。）。 <input type="radio"/> 2番目の証拠は、供述調書、つまり島本さんの話が書かれた書類で、これから述べることが書いてあります（資料1・証拠番号2「供述調書」を読む。）。 <input type="radio"/> 3番目の証拠は、逮捕直後の被告人を撮影した写真の報告書で、当時、被告人が黒色の長袖Tシャツを着ていたことが分かります。被告人に写真を示します（資料1・証拠番号3「報告書」を被告人に示す。）。 <input type="radio"/> 4番目の証拠は、警察官が作成した報告書です（資料1・証拠番号4「報告書」を読む。）。 <input type="radio"/> 5番目の証拠は、逮捕直後の被告人の手を撮影した写真の報告書で、当時、被告人の右手が赤く腫れており、擦り傷はなかったことが分かります。被告人に写真を示します（資料1・証拠番号5「報告書」を被告人に示す。）。 <input type="radio"/> 6番目の証拠は、警察官が作成した報告書です（資料1・証拠番号6「報告書」を読む。）。 <input type="radio"/> 7番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。被告人に地図を示します（資料1・証拠番号7「報告書」を被告人に示す。）。

(3) 被告人質問

裁判長	それでは、被告人質問を行います。弁護人、どうぞ。
弁護人②	あなたは、島本シズさんから手提げバッグを奪い取ってけがを負わせたとして裁判にかけられていますが、そのようなことをやったのですか。
被告人	いいえ、やっていません。
弁護人②	それでは、事件の日、あなたはなぜ事件現場付近にいたのですか。
被告人	男友達に会うためです。
弁護人②	なぜその友達に会おうとしたのですか。
被告人	その2日前に親父とけんかをして家出して、行くあてがなかったんです。それで、その友達が、以前、いつでも家に泊めてあげると言ってくれたのを思い出して、その友達の家に泊めてもらおうと思いました。
弁護人②	結局、その友達の家には行けたのですか。
被告人	行けませんでした。一度遊びに行ったことがあるので行けると思ったのですが、駅からの道がよく分かりませんでした。
弁護人②	あなたは、事件が発生した後の時間帯に、コンビニエンスストア山田町店で飲み物を買つていましたね。
被告人	はい。喉が渇いたので。

弁護人②	そのコンビニのごみ箱から、島本さんの手提げバッグと白色封筒が発見されたのですが、あなたは、そのことについて、何か知っていますか。
被告人	全く知りません。
弁護人②	警察官から声を掛けられた時、なぜタクシーに乗ろうとしていたのですか。
被告人	友達の家に行くのをあきらめ、もう家に帰ろうと思ったからです。
弁護人②	警察官から声を掛けられた時の状況を話してください。
被告人	駅前の道でタクシーを拾おうとしていたら、制服の警察官が二人近付いてきて、「こんばんは」と声を掛けてきました。 私は、警察官が嫌いなので走って逃げましたが、追い付かれました。そうしたら、警察官から持ち物を見せてほしいと言われたので、嫌でしたが、ジーンズのポケットに入っていた財布と千円札7枚を警察官に渡しました。その後、警察官から財布の中身を見ていいか聞かれたので「いいですよ」と言いました。
弁護人②	最初、持ち物検査を嫌がったのはなぜですか。
被告人	やましいことは何もないのに、警察になぜ見せないといけないのかと思ったからです。
弁護人②	財布とは別に、千円札を7枚持っていたのはなぜですか。
被告人	千円札7枚は、家出をするときに、自宅から持ち出したお金の残りです。財布にお札を入れると財布がふくらんで形が変形してしまい、それが嫌なので、いつも、お札はポケットに直接入れているのです。
弁護人②	警察官から「こんな時間まで何をしていたのか」と聞かれて、あなたは、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので家に帰るところだった」と答えましたね。
被告人	はい。
弁護人②	本当に待ち合わせをしていたのですか。
被告人	していました。
弁護人②	なぜ、警察官に、うそを言ったのですか。
被告人	早く警察官との話を終わらせてタクシーに乗りたかったので、適当に話をしました。
弁護人②	警察官から、財布とは別に千円札7枚を持っている理由について質問された時、何も答えませんでしたね。
被告人	はい。
弁護人②	なぜ、さっきの理由を答えなかつたのですか。
被告人	警察官から色々と質問されて動搖していて、とっさに頭に出てきませんでした。
弁護人②	逮捕された時、右手が赤く腫れていたようですが、なぜでしょうか。
被告人	警察官から声を掛けられる少し前に、友達の家が見付からなかつたことに腹が立ち、地面を思い切り殴ったからです。
弁護人②	これで終わります。
裁判長	それでは、検察官、どうぞ。
検察官③	あなたが家に泊めてもらおうと思った男の友達の名前は何ですか。



被告人	言いたくありません。
検察官③	なぜ言いたくないのですか。
被告人	名前を言うと、その友達に迷惑が掛かるからです。
検察官③	あなた自身が、裁判で有罪となって刑務所に入るかもしれないのに、それでも言わないですか。
被告人	言いません。
検察官③	その友達は、そんなに迷惑を掛けたくない親友だったり、恩があつたりする友達なのですか。
被告人	そうではありませんが、私の性格で、人に迷惑をかけるのが嫌なんです。
検察官③	事件当日、友達の家に行こうとして、最寄り駅に着いたのは、何時頃ですか。
被告人	午後5時頃だったと思います。
検察官③	そこから警察官に声を掛けられるまでの約8時間も何をしていたのですか。
被告人	ほとんどの時間、友達の家を探していました。後は、公園で休んだり、コンビニで雑誌を立ち読みしたりしていました。
検察官③	その友達に電話はしなかったのですか。
被告人	携帯電話はなくしてしまってありませんでしたし、友達の携帯電話の番号を覚えていなかつたので、連絡ができませんでした。
検察官③	その友達と知り合ったのは何年前ですか。
被告人	はっきり覚えていませんが、3年くらい前だったと思います。
検察官③	何がきっかけで知り合ったのですか。
被告人	覚えていません。
検察官③	知り合った後、その友達と会ったのは何回ですか。
被告人	家に行った時の1回くらいだったと思います。
検察官③	その友達と最後に連絡を取ったのはいつですか。
被告人	2年くらい前です。
検察官③	知り合った後1回しか会っていないくて、2年も連絡を取っていないのに、突然家に行って泊めてもらえると思ったのですか。
被告人	最後に話したとき、いつでも泊まりに来ていいと言っていたので、泊めてもらえると思いました。
検察官③	あなたは、警察官から声を掛けられた時、家に帰るためにタクシーを拾おうとしていたのですよね。
被告人	はい。
検察官③	そのとき、あなたは、7,200円を持っていましたね。
被告人	はい。
検察官③	家に帰るのに、電車だといくらかかるのですか。
被告人	1,000円くらいです。

検察官③	では、タクシーだといいくらかかるのですか。
被告人	はっきりとは分かりませんが、2万円くらいにはなると思います。
検察官③	所持金では全然足りませんが、支払いはどうするつもりだったのですか。
被告人	乗る前にタクシーの運転手に正直に話して、家に着いたら、親に払ってもらうつもりでした。
検察官③	家出をしていた身で、親に払ってもらえると思ったのですか。
被告人	思いました。
検察官③	もっと早く帰れば電車に乗れたのに、なぜ深夜まで山田町付近に残っていたのですか。
被告人	特に理由はありません。何となくです。
検察官③	終わります。

【論告、弁論、最終陳述】

裁判長	これから、出てきた証拠をもとに、検察官、弁護人からご意見をうかがいます。それでは、検察官からどうぞ。
検察官④	(論告（資料2下欄）を読む。)
裁判長	それでは、弁護人のご意見をお願いします。
弁護人③	(弁論（資料3下欄）を読む。)
裁判長	最後に、被告人、何か言っておきたいことはありますか。
被告人	私は今回の事件の犯人ではありません。どうか私の話を信じてください。



資料1 全員

起訴状

平成30年6月20日

本籍 ○○県××市倉田3丁目5番
住居 ○○県××市倉田3丁目5番6号
職業 無職

藤川 正
平成3年6月30日生

公訴事実

被告人は、通行人から金品を奪い取ることを計画し、平成30年5月31日午前零時35分頃、○○県△△市南区山田町1丁目付近の道路上で、歩いていた島本シズ（当時78歳）に対し、背後からその背中を突き飛ばして道路上に転倒させた上、その左上腕を拳で複数回強く殴る暴行を加えて抵抗できなくさせて、現金7,000円入りの白色封筒が入った手提げバッグを奪い取り、これらの暴行によって、島本に約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負わせた。

罪名及び罰条
強盗致傷 刑法第240条前段

〈証拠番号1〉診断書

氏名等：島本シズ（78歳）
診断名：左上腕骨骨折により約2か月間の治療が必要となる見込みである。

上記のとおり診断します。

平成30年5月31日 山田病院 医師 山田一郎

〈証拠番号2〉供述調書（平成30年6月12日付け）

住所 ○○県△△市南区山田町1丁目2番3号
職業 無職
氏名等 島本シズ（昭和15年1月1日生）

私は、事件当日、24時間営業のスーパーに買い物に行こうと考え、千円札7枚の入った白色封筒を手提げバッグに入れ、午前零時30分頃に家を出ました。

スーパーへ向かって歩き始め、5分ほど経ったところで、いきなり、犯人に背後から突き飛ばされ、道路上に倒れてしまいました。

犯人は、私が持っていた手提げバッグを奪い取ろうとしてきたので、持ち手を強くつかんで奪い取られないようにしていましたが、げんこつで2,3回、仰向け状態になっていた私の左腕の上方を強く殴られて激痛が走り、バッグから手を離してしまいました。

犯人は、私のバッグを持って逃げていきました。

犯人の顔は見えませんでしたが、逃げていく犯人の後ろ姿を見て、犯人は、黒っぽい長袖Tシャツを着た男性だと思いました。

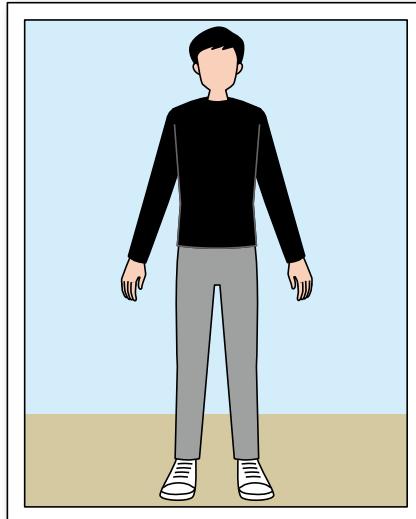
島本シズ

〈証拠番号3〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の服装は、以下の写真のとおりです。

黒色の長袖Tシャツを着ています。



〈証拠番号4〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

平成30年5月31日、藤川正に質問をしたときの状況等は、次のとおりです。

事件の当日、110番通報を受けて事件現場に駆け付けた後、犯人がいないか現場付近を探していると、午前零時50分頃、公園前の道路でタクシーを拾おうとしている藤川を見付け、声を掛けました。

すると、藤川は、いきなり走って逃げました。

私たちは、藤川に追い付き、何をしているのか聞いたところ、藤川は、目を合わせず、焦った様子で、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかつたので、タクシーで家に帰ろうとしていた」と答えました。そこで、友達の名前や待ち合わせ時間を聞いたのですが、藤川は黙つたままででした。

私たちは、藤川の行動がかなり不審だったので、ひょっとすると犯人かもしれないと考え、持ち物を見せてもらえないか聞きました。すると、藤川は、「何で見せないといけないんですか。嫌です」と言ってきました。

しかし、粘り強く説得したところ、渋々でしたが、ズボンの右ポケットから財布を、左ポケットから折りたたまれた千円札7枚を出してきました。財布は、札入れ部分のある二つ折り財布であり、その中には、100円玉2枚だけが入っていました。

私たちは、藤川に、この7,000円はどこで手に入れたのか、なぜ財布とは別に持っているのかを尋ねましたが、黙つたままでした。

このような状況から、私たちは、藤川が島本さんを襲った犯人と判断し、その場で藤川を逮捕しました。

その後、藤川が持っていた千円札7枚を調べたところ、誰の指紋も検出されませんでした。ただ、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が検出されないことが多いくらいなので、藤川が犯人であることに疑いは持ちませんでした。

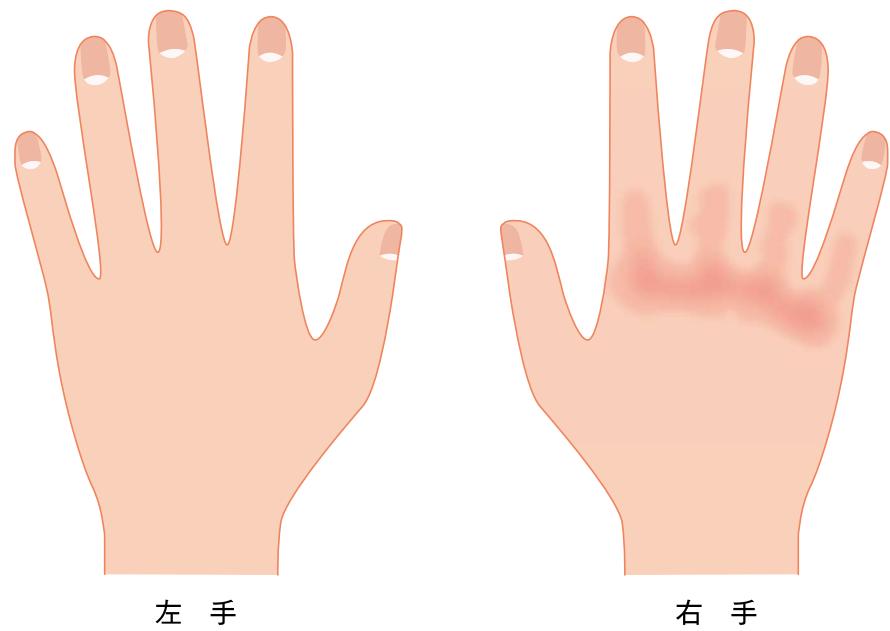


〈証拠番号 5〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の手の状況は、以下の写真のとおりです。

右手が赤く腫れていますが、擦り傷はありません。



〈証拠番号 6〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件発生後の時間帯に藤川正が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店を捜査した状況は、以下のとおりです。

1 店外に設置されたごみ箱の状況

コンビニエンスストア山田町店の店外に設置されたごみ箱の中から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒を発見しました。バッグの上に封筒が重なる状態でごみ箱内に入っており、封筒内には何も入っていませんでした。

バッグと封筒を調べたところ、バッグからは島本さんの指紋だけが検出され、封筒からは誰の指紋も検出されませんでした。

2 防犯カメラの設置状況等

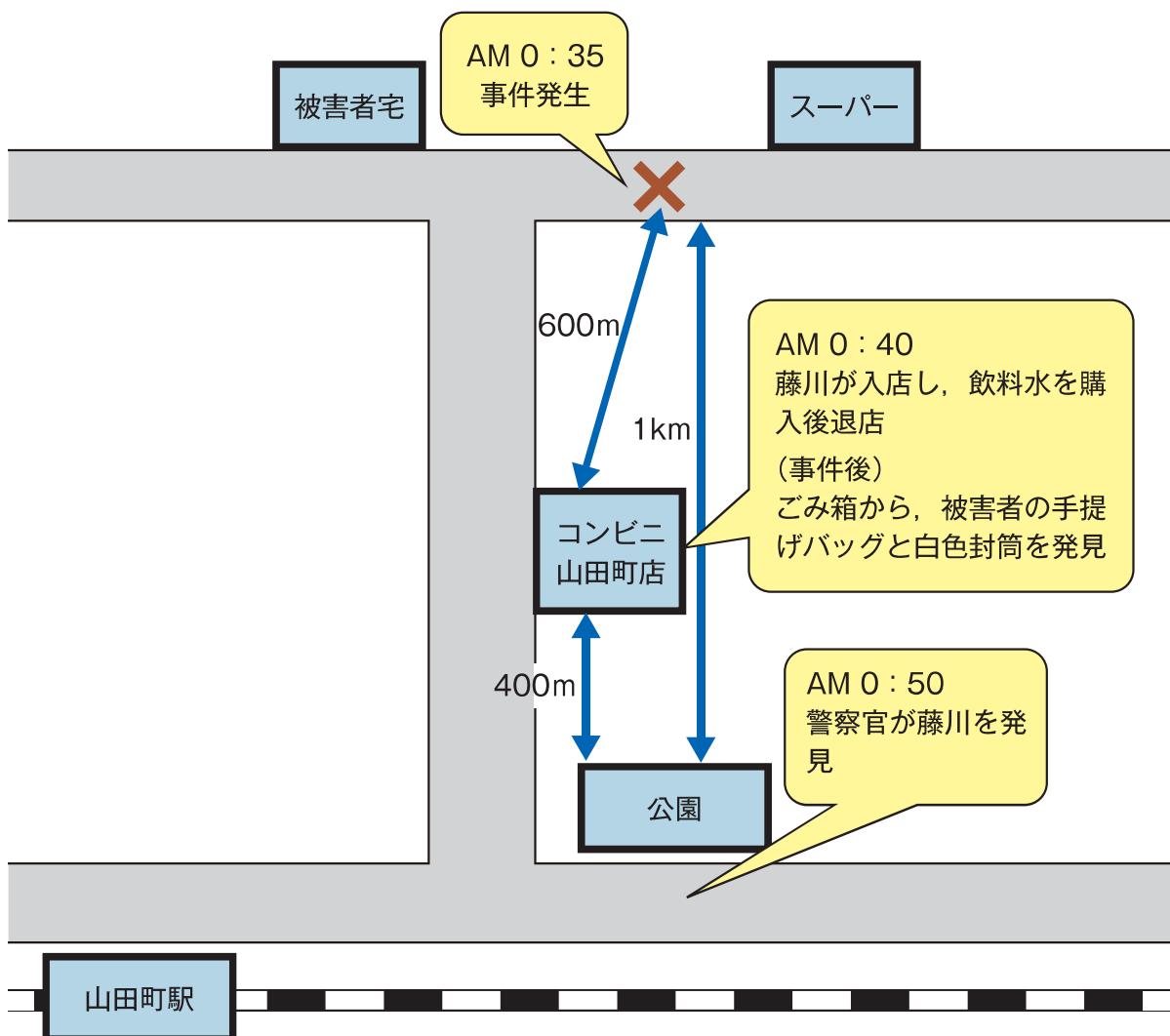
コンビニエンスストアに設置されている防犯カメラは、店内に設置されているものだけで、その防犯カメラの映像を確認したところ、事件当日の午前零時40分頃に、藤川が入店してきて、飲料水を購入して退店する様子が映っていました。

その防犯カメラの映像には、店外は一切映っておらず、島本さんの手提げバッグと白色封筒を捨てた人物は確認できませんでした。

〈証拠番号7〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件現場付近の地図等は、以下のとおりです。





資料2 檢察官役用

冒頭陳述

被告人は、無職で、両親と暮らしていましたが、事件の2日前、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていました。

被害者の島本シズさんは、事件の日の午前零時30分頃、千円札7枚が入った白色封筒を入れた手提げバッグを持って自宅を出ました。そして、スーパーに向かって歩いていると、見知らぬ男が、いきなり島本さんを背後から突き飛ばして道路上に倒し、左腕をげんこつで何回も殴って手提げバッグを奪い、走って逃げていきました。

島本さんは、この時に受けた暴行で、左腕の骨を骨折てしまいました。

事件直後、現場の近くを通りがかった人が、倒れている島本さんを見付けて110番通報し、現場に駆け付けた警察官は、島本さんから話を聞きました。

警察官は、島本さんを襲った犯人を捜していましたが、午前零時50分頃、事件現場から少し離れた公園前の道路でタクシーを拾おうとしている被告人を見付け、声を掛けました。

すると、被告人は走って逃げたので、警察官も走って追い付き、被告人に「何をしていたのか」などと聞きましたが、被告人が全ての質問には答えなかつたので、不審に思いました。その後、被告人の持ち物検査をしたところ、財布とは別に、ズボンのポケットに折りたたんだ千円札7枚を持っていました。

警察官は、このような状況から、被告人が島本さんを襲った犯人であると考え、その場で被告人を逮捕しました。

その後、事件発生後の時間帯に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店のごみ箱から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒が発見されました。

論 告

被告人が今回の事件の犯人であることは、今から述べる理由から明らかです。

- 第1に、被告人が持っていた現金は、被害者が奪われた現金だと言えることです。
その理由は、まず、被告人が持っていた金額は、被害者が奪われた金額と同じ7,000円であり、千円札7枚とお札の種類も同じで、財布とは別にポケットに入っていました。しかも、被告人がその現金を持っていたのは、事件からわずか15分後、事件現場から比較的近い場所でした。
- 第2に、被害者が見た犯人の服装と事件当日の被告人の服装の特徴が一致しています。
- 第3に、被告人は、警察官に質問された際、警察官の姿を見て走って逃げ出したり、警察官に対してもうそをついたりしています。もし、犯人でないならば、このようなことをする必要はありません。
- 第4に、逮捕の時、被告人の右手が赤く腫れていたということです。これは、被害者の左腕を強く殴ったからだと考えられます。被告人の言うように地面を思い切り殴つたのであれば手に擦り傷が付くはずですが、被告人の手に擦り傷はありませんでした。
- 第5に、事件後に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストアのごみ箱に、被害者の手提げバッグと白色封筒が捨てられていたことです。被告人が被害者から奪った後、現金7,000円を抜いて、バッグなどを捨てたものと考えられます。また、バッグと白色封筒に被告人の指紋は付いていませんでしたが、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が付かないことが多いため、指紋が付いていないことが被告人を犯人でないと判断する理由にはなりません。
- 最後に、被告人の話が全く信用できないということです。

「男友達」ですが、被告人とその男友達は、親しくなく、2年間も連絡を取っていないかったのに、何の連絡もなく、いきなり家を訪ねて泊めてもらえるなんていうことが考えられるでしょうか。また、電車で帰ることもできたのに、タクシーで帰ろうとしていたというのもとても不自然です。

以上から、被告人が犯人であることを示す証拠が複数あり、それに対して被告人の話は信用できず、被告人が今回の事件の犯人であることは間違ひありません。



資料3 弁護人役用

冒頭陳述

藤川さんは、5月28日、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていましたが、5月30日、男友達の家に行くため、電車で事件現場の最寄り駅の山田町駅まで行きました。以前、その友達から、困ったら家に泊めてあげると言われていたので、頼んでみようと考えたからです。

しかし、かなりの時間探しましたが、結局、友達の家を見付けることはできず、藤川さんは、友達の家に行くことをあきらめて、自宅に帰ろうと思い、公園前でタクシーを拾おうとしていました。

そうしたところ、警察官から声を掛けられ、警察嫌いだったために走って逃げ出しましたが、追い付かれてしまい、質問されたり、持ち物検査をされたりしました。

その結果、藤川さんは、強盗致傷事件の犯人として、逮捕されてしまいました。

藤川さんが逮捕された時に持っていた7,000円は、家出をする時に自宅から持ち出した現金の残りで、島本さんから奪ったものではありません。

弁論

藤川さんは、今回の事件の犯人ではありません。藤川さんは、無罪です。

検察官の証拠は、どれも藤川さんが犯人であることを証明していません。

- まず、藤川さんが持っていた千円札7枚は、藤川さんが家出をする時に自宅から持ち出してきたお金の残りです。島本さんのものではありません。千円札7枚に島本さんの指紋は付いていませんでした。
 - 犯人の「黒っぽい長袖Tシャツ」という服装は珍しいものではなく、藤川さん以外の人がこのような服装をしていたとしてもおかしくはありません。藤川さんの服装と特徴が一致しているからといって、藤川さんを犯人だと考えることはできません。
 - 藤川さんの右手の腫れも、逮捕前に地面を殴って赤くなったものであって、島本さんを殴ったからではありません。
 - 藤川さんが立ち寄ったコンビニのごみ箱から、手提げバッグと白色封筒が発見されたことについては、これらが捨てられた場面が防犯カメラに映っておらず、藤川さんが捨てたものとは証明されていません。
 - 警察官から逃げたり、質問に対してうそをついたり、質問に答えなかつたりといったことがありました。しかし、被告人質問で説明したとおり、これには正当な理由があります。これらのこととは、藤川さんが犯人であるという事情とは言えません。
 - 藤川さんは、男友達の名前を出しませんでしたが、これは、黙秘権を使っただけです。このことを藤川さんにとて不利に考えることは許されません。
- 以上から、検察官の挙げている証拠は、いずれも藤川さんを犯人だと考えるには不十分なものばかりであり、藤川さんを犯人だと決め付けているだけです。藤川さんは、今回の事件の犯人ではなく、無罪です。



検察官の主張

弁護人の主張

現 金
7000円

服 裝

警察官に声を
掛けられた際の
被告人の行動

右手の腫れ

バッグと
封筒被告人の話
(供述)

証拠により認められる事実から、被告人が犯人と言えるかどうか



有罪



無罪

判断した理由